程」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「認可を受けよう」を「届出をしよう」に改め、「空港管理者は」の下に「、変更後の空港供用規程の実施の日までに」を加え、「空港供用規程変更認可申請書」を「空港供用規程変更届出書及び変更後の空港供用規程」に改め、同項第三号中「変更後の空港供用規程」を「変更した事項」に改め、同条第三項中「申請書」を「届出書」に改める。

第十七条第一項第一号中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「認可」を「届出の受理」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項中「前項第五号及び第六号」を「前項第四号及び第五号」に改める。

第三号様式中「(6)」を「(5)」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の空港法施行規則第三号様式による証明書は、この省令による改正後の空港法施行規則第三号様式による証明書とみなす。

○国土交通省令第八十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第五項、第二十四条の三及び第二十八条第二項の規定に基づき、道路法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を改正する省令

第一条の四中「又は第三項」を「から第四項まで」に改める。

第三条の二の見出し中「有料の」を「国道に附属する有料の」に改め、同条第一項中「標識」を「規定により国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識」に改める。

第四条の二第六項第三号中「又は同条第二項」を「、同条第二項」に、「にあつては、当該指定市又は指定市以外の市」を「又は同条第三項の規定により町村が都道府県道を管理する場合にあつては、当該指定市、指定市以外の市又は町村」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第三条の二の改正規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第八十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、並びに都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第十二条第一項及び第五項並びに第十四条第一項の規定に基づき、都市鉄道等利便増進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

都市鉄道等利便増進法施行規則の一部を改正する省令

第七号様式注1中「期間には」の次に「、可能な範囲で」を加え、「記載すること」を「記載するよう努めること」に改め、同様式中注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2　交通結節機能の高度化と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、可能な範囲で、その内容を記載するよう努めること。

第八号様式中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改める。

第九号様式中11及び12を削り、13を11とする。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

○国土交通省令第九十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、並びにマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百十九条第一項第二号イ及び第百二十条第一項第二号イの規定に基づき、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」を「第五十五条の二」に改める。

第十五条第二項中「）以下で都道府県知事」の下に「（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を加え、「三十平方メートル以下で都道府県知事」を「三十平方メートル以下で都道府県知事等」に改める。

第二十九条、第三十二条及び第三十七条の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第三章第四節中第五十六条の前に次の二条を加える。

（法第百十九条第一項第二号イの国土交通省令で定める金額）

第五十五条の二　法第百十九条第一項第二号イの国土交通省令で定める金額は、四十八万七千円とする。

（法第百二十条第一項第二号イの国土交通省令で定める同居者及び年齢）

第五十五条の三　法第百二十条第一項第二号イの国土交通省令で定める同居者は、親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）とする。

2　法第百二十条第一項第二号イの国土交通省令で定める年齢は、六十歳とする。

第六十条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

別記様式第十一を次のように改める。